

議会議案第3号

四條畷市議会会議規則等の一部を改正する規則の制定について

次のとおり、四條畷市議会会議規則等の一部を改正する規則を定める。

令和6年2月19日 提出

提出者 四條畷市議会議員

土井 一慶

長畑 浩則

若松 正治

吉田 裕彦

提案理由

脱水による健康障害などへの予防の観点から、会議出席者及び傍聴人の飲用に関して、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

## 四條畷市議会会議規則等の一部を改正する規則

(四條畷市議会会議規則の一部改正)

第 1 条 四條畷市議会会議規則（昭和 4 5 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 5 条中「帽子、外とう、えり巻き、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改める。

第 1 4 8 条を次のように改める。

(飲食)

第 1 4 8 条 何人も、飲食してはならない。ただし、水又は茶の飲用にあつてはこの限りではない。この場合にあつては、飲用の容器は机上においてはならない。

(四條畷市議会傍聴規則の一部改正)

第 2 条 四條畷市議会傍聴規則(平成 1 6 年議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 号中「オーバーコート、えり巻」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条第 5 号に次のただし書を加える。

ただし、水又は茶の飲用にあつてはこの限りではない。この場合にあつては、飲用の容器は机上に置いてはならない。

第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

(準用)

第 1 1 条 第 2 条から前条までの規定は、委員会、分科会又は連合審査会において傍聴を許可した場合について準用する。この場合において、第 3 条第 2 項、第 4 条、第 5 条第 2 項、第 6 条第 4 号、第 7 条及び第 1 0 条中「議長」とあるのは「委員長、分科会会長又は連合審査会会長」と、第 4 条並びに第 6 条第 2 号及び第 8 号中「議場」とあるのは「委員会室」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。